

重要事項説明書

《介護保険（訪問看護）（予防訪問看護）》

令和 年 月 日

1. 訪問看護ステーションの概要

(1) 指定事業所名及び所在地、指定事業番号

所在地	千葉県鴨川市宮山233番地
事業所名	鴨川市国保訪問看護ステーション
電話番号	04-7097-1435
介護保険指定事業者番号	千葉県 1263990033
サービスを提供する地域	鴨川市・富津市・南房総市・君津市・鋸南町

(2) サービス提供時間帯

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
---------	-----------------

＊ただし、国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く

2. サービスの利用方法

- (1) かかりつけ医師または訪問看護ステーション・居宅介護支援事業者にご相談いただいた後、サービス内容・訪問回数などを事前に話し合ったうえで、鴨川市国保訪問看護ステーション利用契約書（以下「利用契約書」といいます。）、並びに重要事項説明書の説明を行い、契約の締結後サービスの提供を開始いたします。

なお、利用者の病状などによりサービス内容、訪問回数の変更を行う場合もございます。

＊居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの内容

- ・病状の観察（体温、脈拍、呼吸、血圧など）
- ・身体の清潔（清潔、入浴介助）
- ・排泄のお世話
- ・褥瘡（床ずれ）の予防、処置
- ・リハビリ訓練
- ・膀胱留置カテーテルの管理
- ・経管栄養カテーテルの管理
- ・医師の指示内容
- ・その他介護相談、指導など

(3) サービスの終了

利用契約書第8条各項各号のいずれかに該当する場合。

3. 緊急時の対応方法

鴨川市国保訪問看護ステーションにご連絡ください。 電話：04-7097-1435

＊上記の電話につながらない時は、国保病院へ電話をお願いします。

鴨川市立国保病院 電話：04-7097-1221

病院名 連絡先	
(主治医)	医師：

4. 相談、要望、苦情窓口は下記までご連絡ください。

鴨川市国保訪問看護ステーション 電話：04-7097-1435

管理者 池田 純 または、担当の介護支援専門員へ

5. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 ・ 池田 純
-------------	------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 衛生管理等

(1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 訪問看護サービスに際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けは一切不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除させていただく事もあります。

9. サービス利用に関しての禁止事項

- (1) サービス従業者に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中にサービス従事者の写真や動画撮影・録音などを無断で SNS などに掲載すること

10. その他

- (1) 衛生材料などが必要な際にはご相談させていただきます。 例) ガーゼなど
- (2) ご自宅での点滴・採血などの実施について、訪問看護の利用料金とは別に、指示された医師の医療機関でのお支払いが発生します。
- (3) 下記の件をご相談させていただく場合があります。
 - ・ 予定訪問日や時間の変更、駐車場について、お手洗いなど
 - ・ 当訪問看護ステーションは看護学生の実習を受け入れております。

5. **訪問看護** 利用料金について

基本料金は下記のとおりです。

この基本料金に介護保険の個人負担率をかけた金額が自己負担額となります。

所要時間による料金明細		基本料金
看護師による訪問		
20分未満		3,140円
20分以上 30分未満		4,710円
30分以上 1時間未満		8,230円
1時間以上 1時間半未満		11,280円
＊夜間・深夜・早朝加算（月に2回以上の緊急訪問を利用した場合、2回目以降に加算） 夜間（午後6時～午後10時）、早朝（午前6時～午前8時）に訪問を行った場合は25％が、 深夜（午後10時～午前6時）に訪問を行った場合は50％が上記料金に加算されます。		
理学療法士による訪問 1回20分		2,940円
＊1日に2回を超えて行った場合は、1回につき上記の90/100となります。		
複数訪問加算（Ⅰ）	30分未満	2,540円
	30分以上	4,020円

保険適用基本料金明細 (病状やサービス内容により加算されるものです。)		基本料金
初回加算	(Ⅰ) 病院から退院した当日に初回の訪問をしたとき	3,500円
	(Ⅱ) 病院から退院した翌日以降に初回の訪問したとき	3,000円
緊急時訪問看護加算（24時間体制）		6,000円／月
看護体制強化加算（Ⅰ）		5,500円／月
サービス提供体制加算		60円／回
特別管理加算Ⅰ	①在宅麻薬等注射指導管理料・在宅腫瘍化学療法注射指導管理料・在宅強心剤持続投与指導管理料を算定している方 ②気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の方。	5,000円／月
特別管理加算Ⅱ	①在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿などの管理指導を受けている方 ②人工肛門、人工膀胱を設置している方 ③真皮を越える褥瘡の状態の方 ④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方	2,500円／月

保険適用基本料金明細 (病状やサービス内容により加算されるものです。)	基本料金
専門管理加算 ＊専門的な研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 (緩和ケア、褥瘡ケア、人工膀胱ケア、人工肛門ケアなど)	2, 5 0 0 円／月
退院時共同指導加算 ＊病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院からの退院、 または退所につき 1 回	6, 0 0 0 円／1 回
口腔連携強化加算 ＊口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関や介護支援専門員に対し 情報提供を行ったとき	5 0 0 円／月
長時間訪問看護加算 ＊厚生労働大臣が定める特別な状態にある人で、1 時間以上 1 時間半 未満の訪問後、引き続き訪問看護を行い通算時間が 1 時間半以上 となるとき	3, 0 0 0 円／回
ターミナルケア加算 ＊死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施 した場合	2 5, 0 0 0 円

医療保険適用外（実費）	基本料金
死後の処置料（エンゼルケア）	5, 5 0 0 円
浴衣代	3, 3 0 0 円

ただし、介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納などにより法的代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦、基本料の料金をお支払いいただき、その際にサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を住所地の市町村の担当窓口に提出しますと、差額の払い戻し（還付）をうけることができます。

6. 予防訪問看護 利用料金について

基本料金は下記のとおりです。

この基本料金に介護保険の個人負担率をかけた金額が自己負担額となります。

所要時間による料金明細		基本料金
看護師による訪問		
20分未満		3,030円
20分以上 30分未満		4,510円
30分以上 1時間未満		7,940円
1時間以上 1時間半未満		10,900円
＊夜間・深夜・早朝加算 夜間（午後6時～午後10時）、早朝（午前6時～午前8時）に訪問を行った場合は25％が、 深夜（午後10時～午前6時）に訪問を行った場合は50％が上記料金に加算されます。		
理学療法士による訪問 1回20分		2,840円
＊1日に2回を超えて行った場合は、1回につき上記の90/100となります。		
複数訪問加算（Ⅰ）	30分未満	2,540円
	30分以上	4,020円

保険適用基本料金明細 (病状やサービス内容により加算されるものです。)		基本料金
初回加算	(Ⅰ) 病院から退院した当日に初回の訪問をしたとき	3,500円
	(Ⅱ) 病院から退院した翌日以降に初回の訪問したとき	3,000円
緊急時訪問看護加算（24時間体制）		6,000円／月
サービス提供体制加算		60円／回
特別管理加算Ⅰ	①在宅麻薬等注射指導管理料・在宅腫瘍化学療法注射指導管理料・在宅強心剤持続投与指導管理料を算定している方 ②気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態の方。	5,000円／月
特別管理加算Ⅱ	①在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿などの管理指導を受けている方 ②人工肛門、人工膀胱を設置している方 ③真皮を越える褥瘡の状態の方 ④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方	2,500円／月
退院時共同指導加算 ＊病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院からの退院につき、 または退所につき1回		6,000円／1回

保険適用基本料金明細 (病状やサービス内容により加算されるものです。)	基本料金
口腔連携強化加算 ＊口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関や介護支援専門員に対し 情報提供を行ったとき	500円／月

ただし、介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納などにより法的代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦、基本料の料金をお支払いいただき、その際にサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を住所地の市町村の担当窓口に提出しますと、差額の払い戻し（還付）をうけることができます。

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して利用契約書及び重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明をいたしました。

【事業者名】 所在地：千葉県鴨川市宮山233番地
名称：鴨川市国保訪問看護ステーション
(鴨川市立国保病院併設)

説明者氏名： 池田 純 印

私は、利用契約書及び重要事項説明書に基づき、事業者から訪問看護について重要な事項の説明を受けました。

【利用者】 住所： 千葉県

氏 名： _____ 印

【代理人】 住所：

氏 名： _____ 印
(続柄)